

同窓会の法人化、「一般社団法人」設立の目的・理由

1. 同窓会と大学の協力・連携の必要性と法人化

大学は2030年における大学の将来像を示す「TMU Vision 2030 (2020年4月)」の中で、同窓会組織との連携を戦略の一つと位置付けています。

戦略5 学生・卒業生・教職員が一体となるコミュニケーションの推進

(1) 同窓会組織との連携強化による卒業生の交流の促進 同窓会組織と連携し、大学が主催するイベントや行事に卒業生を積極的に招待し、研究成果や学生の活躍等、大学の今の姿を直接伝えるとともに、卒業生同士の交流を通じ、お互いのつながりを一層強いものにします。

同窓会は、同窓会規約において前文に「母校の発展への協力」、「より一層の会員相互の親睦」、「後輩との継続性」と明記し、4条1項(事業)では「大学との協力及び相互の連携」と規定しています。これらの大学との協力関係と相互連携を遂行することは、本同窓会にとって一層の発展の重要な基盤ともなります。

近年、大学への各種支援やイベントを通じて、同窓会は大学との間に一層の連携・協力関係を構築しつつあり、法人、大学、同窓会の3者協議会の事前検討会議も開始されました。同窓会と大学が更に高い次元の協力・連携を強めて行くには、相互の情報共有化も重要です。

同窓会の活性化と財務基盤強化のため、会員確保は喫緊の課題です。そのための新入生の同窓会入会促進や、卒業時の個人情報収集には大学との連携協力は欠かせません。

大学との情報共有により会員情報の入手・登録及び整備が推進され、会報の送付・メルマガ配信などの情報発信、会費・寄付金等の納入促進など、同窓会の事業活動の活性化が期待されます。

一方、個人情報保護、セキュリティ等の観点から、大学の情報開示基準は極めて厳格であり、大学からは同窓会も現行の任意団体から法律に準拠した法人であることが前提との認識が示されています。

2. 「一般社団法人」設立のメリット・デメリット

公的機関や企業との契約等などにおいては法人格があることが必要条件の場合が多い。また、今回の一般社団法人の設立は、資本金の必要もなく、NPO法人のように事業分野の規制や事業報告の提

出義務もなく、登記も短期間で費用も少額で済みます。加えて、会計基準に基づく損益計算書及び貸借対照表の作成は、財務面の透明性を担保し、公益性のイメージを高め、社会的な信頼性の向上にも繋がります。このことは広く会員や新入生の父母等から信認を得ることにもなり、会費、寄付金、募金、及び新入生の入会金の増収に寄与すると期待されます。

そして、法人化により大学との情報共有化が可能となれば、情報登録の効率化とともに、会員情報の整備が進み、適切な施策を講じることができます。

- ・ 入学時の入会金や卒業後の会費納入促進に関する施策
- ・ 会報の送付数やメルマガ配信の増加による情報発信力の向上
- ・ 住所、電話、メールアドレス等が新たに判明した会員へのタイムリーな施策
- ・ 情報登録等、会員情報の整備・管理の効率化

但し、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に則った法人になるため、規制も多くなり、任意団体よりは様々な事務量の増加とともに、運営手続きの煩雑化が予見されます。決算書、その他書類作成などの負担も生じます。

- ・ 法務局への登記等の手続きが必要
- ・ 会計基準に基づく貸借対照表及び損益計算書の作成
- ・ 登記事項の変更(理事等役員の変更等)がある時の変更登記が必要
- ・ 都道府県税事務所と市町村役所への「法人設立届出書」の提出
- ・ 公共職業安定所への「雇用保険適用事業所設置届」や税務署への「給与支払事務所等の開設届出書」等の提出 など

3. 法人化の今後の展開

- ◆同窓会の「一般社団法人」設立、遅くとも来年3月までに設立
- ◆3者連絡協議会正式発足
- ◆大学との情報共有化に係わる協定・提携の締結
- ◆大学との共催による諸施策の実施
- ◆会員情報の整備に基づく財務基盤の維持、拡充対策の実施
- ◆同窓会とTDS：株式会社都立大学同窓会サービス(同窓会が100%出資)との関係の検討
- ◆同窓会の「公益法人化」の検討 など

以上